

郡上市空家等対策計画



郡上市

～ 目 次 ～

	頁
第1章 空家等対策計画の概要	
1. 計画策定の背景と目的	-1-
2. 計画期間	-1-
3. 計画の対象	-1-
4. 計画の位置付け	-1-
5. 計画におけるSDGsとの関連	-2-
第2章 郡上市における空家等の現状	
1. 住宅・土地の統計調査	-3-
2. 郡上市における空家の特徴	-4-
3. 令和7年度空家等実態調査結果	-5-
第3章 空家等対策に関する基本的な方針	
1. 基本的な考え方	-5-
2. 空家等対策の視点・方向性	-5-
第4章 空家等対策の基本施策	
1. 空家等の実施把握	-6-
2. 空家化の予防・発生抑制	-6-
3. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用促進	-7-
4. 空家等の適正管理の促進	-7-
5. 適切な管理がされていない空家等への対応	-8-
6. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置の流れ	-8-
第5章 空家等対策の実施体制	
1. 庁内の組織体制	-9-
2. 空家等対策協議会の設置	-10-
3. 空家等対策庁内検討会議の設置	-10-
4. 計画の進捗管理と成果検証	-10-
第6章 資料編	
1. 空家等対策の推進に関する特別措置法	-11-
2. 郡上市空家等対策協議会設置条例	-23-
3. 郡上市空家等対策庁内検討会議設置要綱	-25-

第1章 空家等対策計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

全国的に適切な管理が行われていない空家等が年々増加し、放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのあるものが多くあり、また防災、衛生、環境等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。今後の社会構造として人口減少を伴う少子高齢化の加速により、高齢夫婦のみや高齢者の一人暮らし世帯が更に増加するなど、高齢世帯の単独世帯化が進行し、結果的に空家等が増加し社会的にも問題が顕在化してくることが見込まれています。

このような背景のもと、平成 26 年 11 月 27 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が公布され、総合的な空家等対策に関する施策について法的な整備がなされました。

これに基づき、地域住民の生命、身体、財産を保護し、生活環境の保全を図り、あわせて空家等の利活用を促進するため、「郡上市空家等対策計画」を策定し取り組んできました。

今後も更に空家等が増加することが予想されるなか、引き続き空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため「郡上市空家等対策計画」を改訂します。

★空家等対策計画

市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めることができる。

2. 計画期間

令和8年度(2026年)から令和12年度(2030年)までの5年間を計画期間とします。

なお、本計画は長期的な視点で実施していく必要があるため、各種施策の実施による効果や社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとします。

3. 計画の対象

(1)空家等の種類

本計画の対象とする空家等とは、特措法第2条第1項に規定された「空家等」とします。

(2)対策の対象とする地区

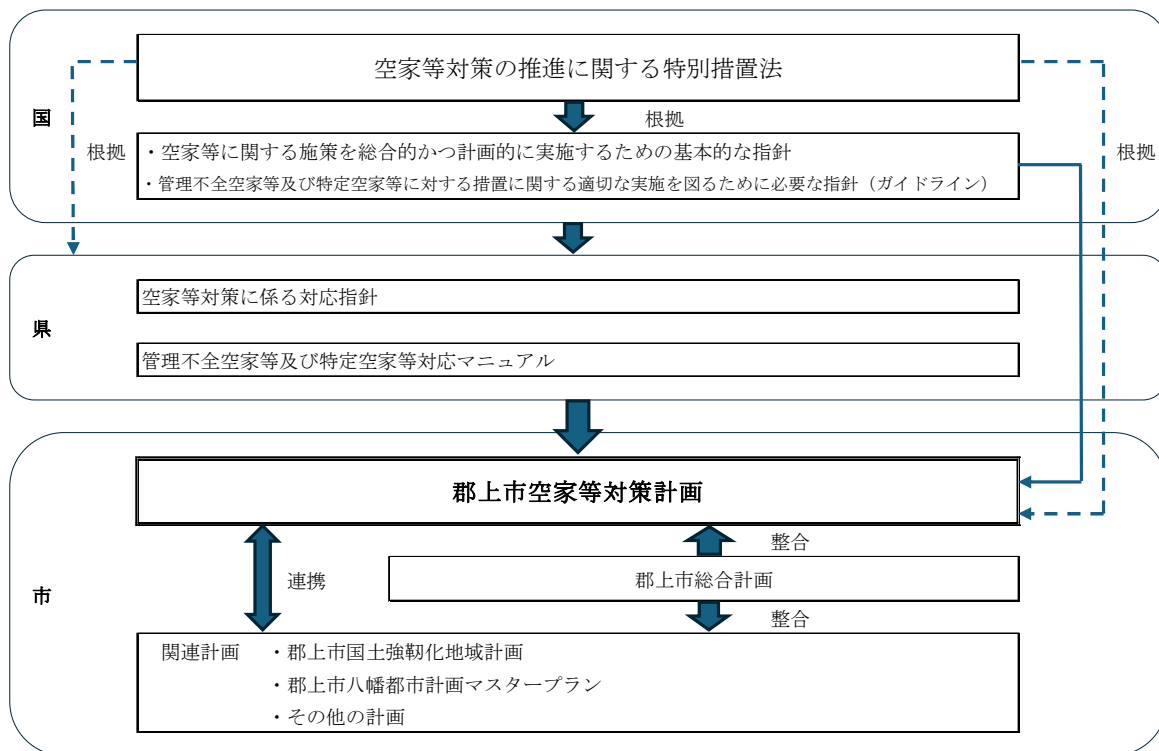
本計画における空家等に関する対策の対象とする地区は、郡上市全域とします。

4. 計画の位置付け

本計画は、特措法を根拠として、国の基本指針に即して、本市の空家等に関する対策を総合的に実施するために定めるものです。

本計画は、第3次郡上市総合計画を上位計画とし、郡上市国土強靱化地域計画等と連携す

る計画として位置付けます。また、特定空家等への対応方法については、岐阜県空家等対策協議会作成の「空家等対策に係る対応方針」及び「管理不全空家等及び特定空家等対応マニュアル」と整合するものとします。



5. 計画におけるSDGsとの関連

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、令和 12(2030)年を達成年限とする国際社会全体で取り組む目標であり、平成 27(2015)年の国連サミットで採択されました。

SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、17のゴール(目標)が設定されており、国が策定する「SDGs実施方針」では、地方自治体が各種計画等の策定や改訂にあたる際は、SDGsを最大限に反映することを奨励しています。

本計画においては、「11 住み続けられるまちづくり」を主な目標とし、達成に向けた取組を実施していきます。

【持続可能な開発目標(SDGs)】



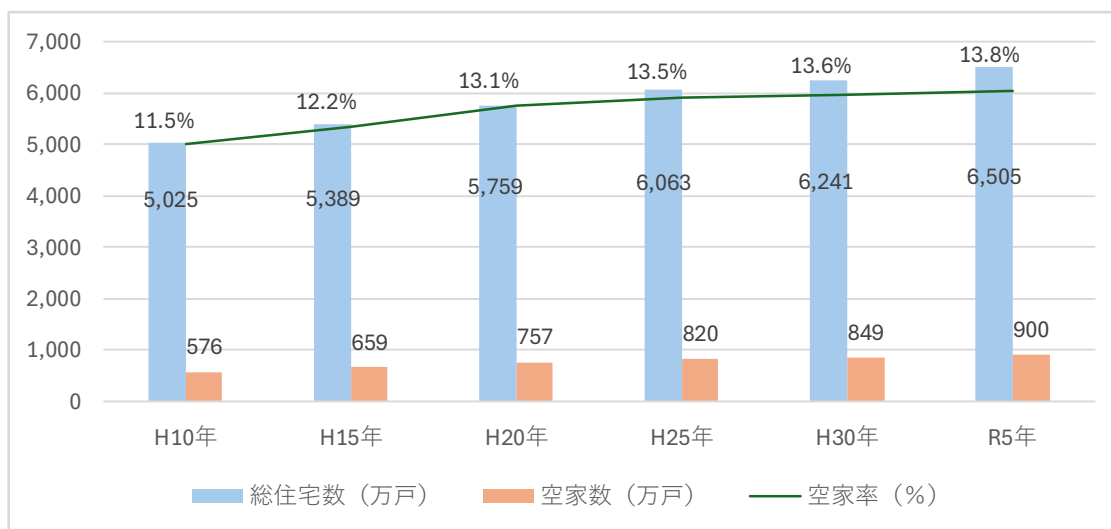
第2章 郡上市における空家等の現状

1. 住宅・土地の統計調査

(1) 全国の空家の推移

「住宅・土地統計調査」は、総務省統計局が5年ごとに実施する調査です。総住宅数に占める空家の割合(空家率)は毎年増加を続け、令和5年調査では過去最高の13.8%となっています。

全国における総住宅数、空家数及び空家率の推移

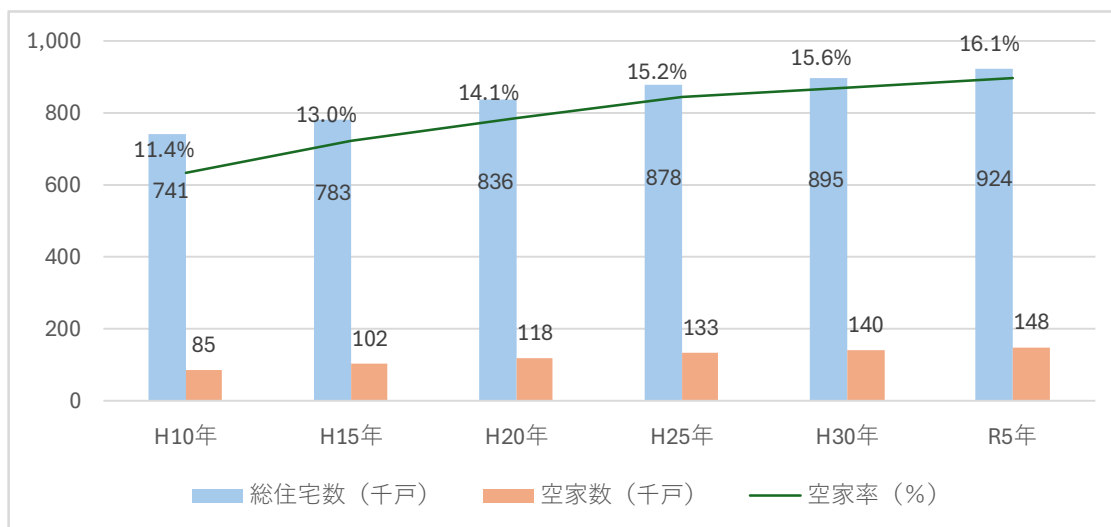


出典：「令和5年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)

(2) 岐阜県の空家の状況

岐阜県の空家の推移をみると、一貫して増加を続けており、令和5年には約14.8万戸(空家率16.0%)と空家率は全国平均(13.8%)を上回っています。

岐阜県における総住宅数、空家数及び空家率の推移

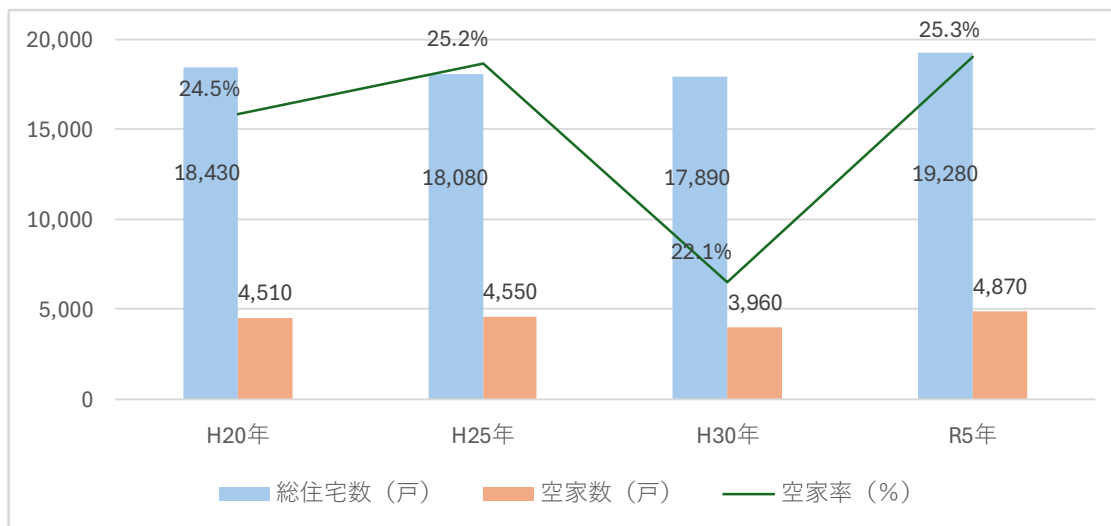


出典：「令和5年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)

(3) 郡上市の空家の状況

郡上市における空家については、令和5年に4,870戸(空家率25.3%)となっており、毎調査時においても全国・岐阜県平均を大きく上回っています。

郡上市における総住宅数、空家数及び空家率の推移



出典：「令和5年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)

2. 郡上市における空家の特徴

住宅・土地統計調査を分析すると「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空家」が、令和5年調査で2,630戸存在し、空家総数に占める割合は54.0%となっており、岐阜県の50.1%、全国平均の42.8%を大きく上回り、高い水準となっています。

空家の用途別内訳

(単位：戸)

		総数 (A)	空 家			
			二次的住宅	賃貸・売却用 空家	賃貸・売却用及び二次的住宅を除く空家	
					数 (B)	割合 (B/A)
郡上市	H30	3,950	1,280	400	2,280	57.7%
	R5	4,870	1,770	460	2,630	54.0%
岐阜県	H30	139,800	8,400	68,000	63,500	45.4%
	R5	148,400	8,400	65,700	74,400	50.1%
全国	H30	8,489,000	381,000	4,620,000	3,487,000	41.1%
	R5	9,001,600	383,500	4,762,000	3,856,000	42.8%

出典：「令和5年住宅・土地統計調査結果」(総務省統計局)

二次的住宅：週末や休暇時に避暑・保養などの目的で使用される別荘や、普段住んでいる住宅とは別に寝泊りする人がいる住宅
 賃貸用の空家：新築・中古を問わず、賃貸のために空家になっている住宅
 売却用の空家：新築・中古を問わず、売却のために空家になっている住宅

3. 令和7年度空家等実態調査結果

平成 28 年度、令和2年度と市内全域を対象として行った空家等実態調査について、地元自治会、地区会の協力を得て調査を実施しました。下表のとおり全地域において急速に空家化が進んでいます。

(単位：戸)

	八幡	大和	白鳥	高鷲	美並	明宝	和良	合計
H28	484	28	99	28	37	48	38	762
R2	554	32	98	19	34	60	38	835
R7	636	82	175	79	104	126	92	1,294

	八幡市街地
H12	207
H25	353
R2	354
R7	383

第3章 空家等対策に関する基本的な方針

1. 基本的な方針

郡上市では、次の3つを基本方針として空家等対策を進めていきます。

【1】空家化の予防・発生抑制

空家等の適切な管理は、当該空家所有者等の責任において行われるべきものです。

所有者及び相続人等に対し、将来、空家とならないための取組に対する情報提供や意識啓発を行います。また、既存住宅市場活性化等により、空家化の発生抑制を図ります。

【2】空家等の利活用の促進

空家等のなかには、現状のまま、あるいは多少の改修等を行うことで利用できるものも多く存在しています。空き家バンク制度の普及等により空家等の利活用の促進を図ります。


【3】適切な管理がされていない空家等への対応

地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空家等に関しては、当該空家の状態や周辺への影響の程度などを総合的に勘案し、所有者等に必要な措置を行います。

2. 空家等対策の視点・方向性

空家等の対策は、その建築物の状態に応じて実施する施策が異なります。そのため、空家等対策を推進していくためには、建築物の状態に応じた視点に基づいた施策に取り組んでいく必要があります。

建物等の状態	視点に基づいた施策
建築時・居住時	【空家化の予防・発生抑制】 ①建築物の将来を見据えた情報提供 ②良質で安全な住まいづくり
空家化したとき	【空家等の利活用】 ①所有者からの活用可能な空家情報の把握 ②空き家バンク制度の普及 ③空家等の活用促進
	【空家等の適正管理の促進】 ①空家等の適正管理の周知 ②所有者等を対象とした相談対応
管理不全な常態となったとき	【管理不全な空家等の解消】 ①適切な管理の指導 ②除却に向けた支援



施策の推進	【推進体制の構築】 ①庁内連携体制の構築 ②市民等からの相談窓口の一本化
-------	---

第4章 空家等対策の基本施策

1. 空家等の実態把握

(1) 定期的な調査による実態把握

これまで地元自治会等の協力を得ながら空家等の実態調査を行い、一定の把握を行ってきたところですが、空家等の状態は年々変化するため、必要に応じて実施し、状況を把握していきます。

(2) 台帳等の作成

把握した空家等の情報については随時、「空家等情報記録簿」等に記録し、管理を行うこととします。

2. 空家化の予防・発生抑制

(1) 予防・発生抑制のための情報提供・意識啓発

空家化の原因の多くは、高齢世帯の住宅所有者がお亡くなりになられたり、あるいは施設に入所されるなど、居住者が不在となった後、相続や管理の引継ぎ等が円滑に行われず無居住

化することにあります。居住している段階から、将来、空家とならないための取組に対する情報提供や意識啓発により、相続登記の促進や居住者がいなくなった場合の利活用を図り、空家等の発生を予防します。

(2)住宅の品質向上の推進

空家化の予防や空家等の市場流通を円滑にするために、居住している段階から、リフォームや耐震改修などの住宅の品質向上の促進を図ります。

3. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用促進

(1)空き家バンク制度の普及

市内に存在する空家等のなかには、現状のまま、あるいは多少の改修等を行うことで利用できるものも多く存在しています。市や受託事業者が窓口となり、所有者等へ空き家バンク登録及び空家等の利用希望者への制度の周知等を行い、空家等の利活用の促進を図ります。

(2)空家等の活用支援・促進

空家等及び除却した空家等に係る跡地の有効活用により地域活性化を図るため、住宅や店舗の改修費用などについて、予算の範囲内にて支援・促進を図ります。

4. 空家等の適正管理の促進

納税通知等の市からの文書発送時や広報郡上、ホームページ等を活用して、所有者等に空家等の適切な管理の重要性や管理不全の空家等が周辺にもたらす諸問題について啓発、周知を図ります。



空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正する法律が令和5年12月13日より施行されました。法の改正により、特定空家に加えて管理不全空家も市からの勧告・勧告の対象となりました。



郡上市から「管理不全空家」や「特定空家」としての指摘を受け、それに従わずに動かさず放置すると固定資産税等の軽減措置(住宅用地特例)が受けられなくなります。

- ・ 実家や自宅を空き家にしないうえ、空き家となっても放置しないために家族の話し合いが大切です。
- ・ 空き家はそのままでせず、「仕舞う」(除却)・「活かす」(活用)の行動をとります。

空き家を「仕舞う」(例)

解体を行い、跡地を広域駐車場、新しい建物の敷地として活用

広域・駐車場 新しい建物の敷地

➔

地元の解体業者等へのご相談をしては如何でしょうか。

また、A1査定で解体費用のシミュレーションが可能です。

空き家を「活かす」(例)

売却を行い、売却用の住宅、用途転用してカフェなどとして活用

中古売却 用途転用(カフェなど)

➔

郡上市空き家バンクへの登録を検討してみる。

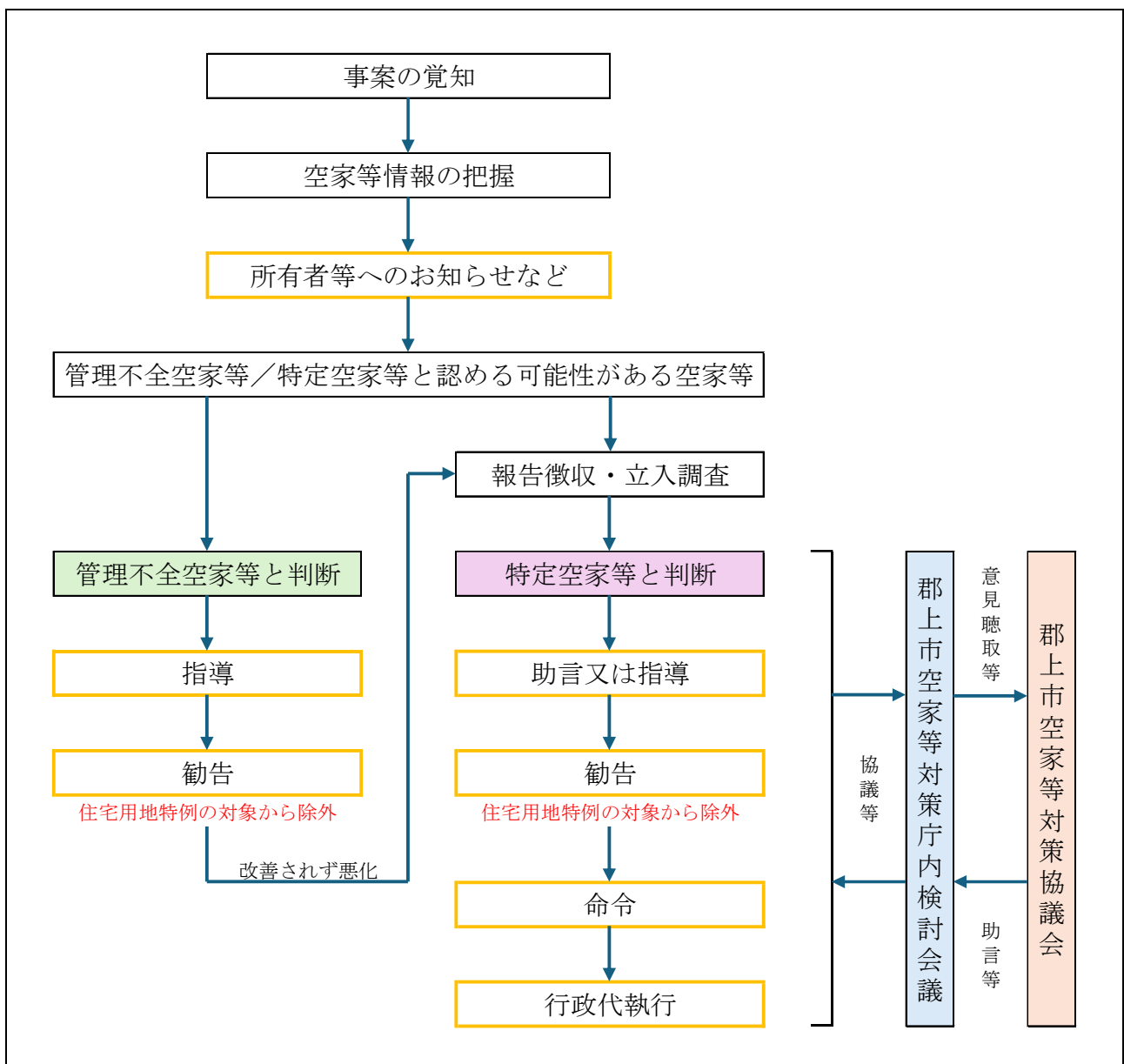
補助事業を利用し改修を検討してみる。

5. 適切な管理がされていない空家等への対応

特措法に規定されているように、空家等の適切な管理は、所有者等の責任において行われるべきものです。民法上においても、空家等を原因として第三者が被害にあった場合は、所有者等が賠償責任を問われることもあります。市民からの通報や相談があった空家等については、所有者に適切に管理して頂くよう依頼します。

周辺に対する悪影響の度合いが大きく、危険度の切迫性が極めて高い場合には、行政が関与すべき事案かどうかを適切に判断し、特措法に基づいて、管理不全空家等及び特定空家等の問題解決に向けた対応を行います。

6. 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置の流れ



第5章 空家等対策の実施体制

1. 庁内の組織体制

空家等に関する課題は、防災、防犯、環境、衛生、景観のほか、住宅等の利活用、税に関する事項など多種多様であるため、その対応は庁内関係各課による連携が必要となります。また、住民又は所有者等から寄せられる問い合わせに対し、整理しながら適切に対処することが求められることから、空家等に関する総合的な情報提供を行うことができる相談窓口を設置します。

住民等からの相談には、その内容に応じて関係する部署が連携して対応します。

【郡上市空家等総合相談窓口】 郡上市建設水道部都市住宅課 <input type="checkbox"/> TEL: 0575-67-1814(内線 1821) <input type="checkbox"/> 相談時間:毎週月～金 9:00～17:00 (祝休日除く)	【空き家バンク相談窓口】 (一社)郡上・ふるさと定住機構 <input type="checkbox"/> TEL: 050-5370-7310 <input type="checkbox"/> 相談時間:毎週月～金 10:00～17:00 (祝休日除く)
--	---

庁内連携体制 ※この表に記載のない項目も庁内他部署との連携を図り対応します。

関係課	役割
企画政策課	・移住・定住に関すること
防災安全課	・防災・防犯上対策が必要な空家等に関すること
税務課	・空家等の所有者の情報提供に関すること ・空家等の税に関すること
生活環境課	・衛生上対策が必要な空家等に関すること(ゴミ屋敷、劣悪環境等)
高齢福祉課	・高齢者等への空家化予防情報提供に関すること
商工課	・空店舗、空事務所等の利活用に関すること
建設課	・道路、水路に隣接する空家等の通行及び安全に関すること
都市住宅課	・空家等対策計画の策定及び変更に関すること ・空家等に関する相談窓口に関すること ・空家等に関する建築基準法及び景観法に関すること ・空家等の実態把握に関すること ・空家等の予防・発生抑制の啓発に関すること ・住宅の品質向上に関すること ・空き家バンク制度に関すること ・特定空家等に係る措置(助言・指導・勧告・命令・行政代執行) ・空家等対策協議会の運営に関すること ・空家等対策庁内検討会議の運営に関すること
上下水道課	・空家等の所有者の情報提供に関すること

消防本部予防課	・防火上対策が必要な空家等に関する事
学校教育課	・通学路に近接する空家等の通行及び安全に関する事
生涯学習課	・伝建地区内及び史跡地内における空家等に関する事

2. 空家等対策協議会の設置

郡上市空家等対策協議会は、郡上市空家等対策協議会設置条例に基づき、市長のほか、地域住民、議会、学識経験者等で構成し、事務局を都市住宅課に置き、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うほか、特定空家等について意見聴取を行うことを目的に設置しています。

3. 空家等対策庁内検討会議の設置

郡上市空家等対策庁内検討会議は、郡上市空家等対策庁内検討会議設置要綱に基づき、関係課をもって組織し、事務局を都市住宅課に置き、空家等について総合的に検討するため設置しています。

4. 計画の進捗管理と成果検証

(1) 計画の進捗管理と成果検証

空家等に関して、「予防」、「活用」、「措置対応」を基本とし、常により効果的な手法を模索し、対策を講じることとし、その実施状況は郡上市空家等対策協議会に報告し、施策の効果や改善点など助言を頂きます。市は助言の内容を必要に応じて各施策に反映し、空家等対策を推進していきます。

(2) 目標指標

本計画を計画的・効果的に進めていくにあたり、目標値を設定します。

指 標	単 位	目 標 値				
		R8	R9	R10	R11	R12
危険空家解体撤去支援事業補助金	件	1	1	1	1	1
空き家等活用改修費補助金	件	10	10	10	10	10
空き家バンク新規登録件数	件	30	30	30	30	30
空き家バンク成約件数	件	25	25	25	25	25

第6章 資料編

空家等対策の推進に関する特別措置法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他

空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置(第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域(以下「空家等活用促進区域」という。)並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針(以下「空家等活用促進指針」という。)に関する事項を定めることができる。
 - 一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条に規定する中心市街地
 - 二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点
 - 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
 - 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第二条第二項に規定する重点区域
 - 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域
- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
 - 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途(第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。)に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物(空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。))又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。))について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項(第一号に係る部分に限る。次項において同じ。))の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。))の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件(第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。))は、特例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道(同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。))に二メートル以上接するものに限る。))について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。)は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」という。)に関する事項を記載するとき、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。)の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁(同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。)と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。
- 11 空家等対策計画(第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。)は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 12 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 13 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 14 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

(協議会)

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二章 空家等の調査

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第二十二條第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等(以下「管理不全空家等」という。)の所有者等に対し、基本指針(第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告をすることができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市町村長は、空家等(敷地を除く。)につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

第四章 空家等の活用に係る措置

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の長は、空家等活用促進区域内の空家等(第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに

限る。以下この条において同じ。)について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

- 2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画(敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。))の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

- 2 空家等対策計画(用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。))の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件(以下この条において「特例適用要件」という。)に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

(空家等の活用の促進についての配慮)

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域(市街化調整区域に該当する区域に限る。)内の空家等に該当する建築物(都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。)について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可(いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。)を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当

該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)第十九条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第五章 特定空家等に対する措置

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置

をとることを勧告することができる。

- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者(以下この項及び次項において「命令対象者」という。)を確知することができないとき(過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条

の規定を準用する。

- 13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 15 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

第六章 空家等管理活用支援法人

(空家等管理活用支援法人の指定)

- 第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
 - 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
 - 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の業務)

- 第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
 - 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
 - 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
 - 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
 - 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

を行うこと。

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報(以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。)の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人(当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第

第十四条各項の規定による請求をするものとする。

- 3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

第七章 雑則

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第八章 罰則

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

○郡上市空家等対策協議会設置条例

平成 29 年 3 月 27 日 条例第 7 号

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。次条第 1 号において「法」という。)第 8 条第 1 項の規定に基づき、郡上市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第 7 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、市長及び委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 市議会の議員
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、建設水道部都市住宅課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○郡上市空家等対策庁内検討会議設置要綱

平成 28 年 8 月 17 日訓令第 13 号

(設置)

第1条 市内の空家等について、特定空家の解消又は特定空家にしないための対策、利活用可能な空家等を有効活用した移住・定住促進及び起業への支援等を総合的に検討するため、郡上市空家等対策庁内検討会議(以下「会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この告示において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。

(所掌事務)

第3条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策に係る各種情報の共有に関すること。
- (2) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第7条に基づく空家等対策計画の策定に関すること。
- (3) 空家等対策計画に基づく各種施策の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、空家等に関し必要と認める事項

(構成等)

第4条 会議は、別表の委員をもって構成する。

2 会長は、建設水道部長をもって充て、副会長は、市長公室長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議を統括し、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、建設水道部都市住宅課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表(第4条関係)

委員	建設水道部長 市長公室長 市長公室企画政策課長 総務部防災安全課長 市民生活部税務課長 産業観光部農水畜産課長 産業観光部商工課長 建設水道部都市住宅課長 市民生活部生活環境課長 建設水道部上下水道課長 大和振興事務所振興課長 白鳥振興事務所振興課長 高鷲振興事務所振興課長 美並振興事務所振興課長 明宝振興事務所振興課長 和良振興事務所振興課長 消防本部予防課長
----	--

＜郡上市空家等対策計画 編集履歴＞

平成29年8月31日 初版作成(作成 総務部総務課)

令和3年4月1日 第2版作成(作成 建設部都市住宅課)

令和8年4月1日 第3版作成(作成 建設水道部都市住宅課)